

議案第 98 号

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市体育施設設置及び管理条例（昭和 57 年朝霞市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 4 号の表を次のように改める。

(4) 朝霞市立武道館使用料

種別			使用区分		
			午前 午前 9 時～ 正午	午後 午後 1 時～ 午後 5 時	夜間 午後 6 時～ 午後 9 時
柔道場・ 剣道場	個人	一般・高校生	150円	220円	300円
		中学生以下	無料	無料	無料
		市外居住者	300円	440円	600円
	団体	一般・高校生以下	1,050円	1,500円	2,000円
		市外居住者	2,100円	3,000円	4,000円
相撲場	個人	一般・高校生	100円	150円	200円
		中学生以下	無料	無料	無料
		市外居住者	200円	300円	400円
	団体	一般・高校生以下	700円	1,000円	1,500円
		市外居住者	1,400円	2,000円	3,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の朝霞市体育施設設置及び管理条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の朝霞市体育施設設置及び管理条例に定める額の使用料を徴収する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

朝霞市長 富岡 勝則